

意見等提出の際のご注意

このたび、「常陸太田市第7次総合計画基本構想（案）及び前期基本計画（案）」について、広く意見等を募集するパブリック・コメントを実施いたします。

意見等の提出に当たっては、次の点にご注意ください。

- 1 意見等の提出期間は、令和8年10月1日（木）から令和8年10月30日（金）までです**
意見等の提出は、提出期間内をお願いします。期限後の提出はお受けできません。
提出方法により受付日や受付時間が異なります。詳しくは概要説明書をご覧ください。
- 2 意見等には住所、氏名を明記してください**
意見等を提出できるのは、次の(1)から(5)の方々に限られています。
また、意見等の提出権の確認や必要に応じて提出いただいた意見等の内容について照会することがありますので、住所、氏名、勤務先（または学校名等）を必ず明記してください。
 - (1) 市内に住所を有する方
 - (2) 市内の事務所または事業所に勤務する方
 - (3) 市内の学校に在学する方
 - (4) 市内に事務所または事業所がある個人及び法人その他の団体
 - (5) その他パブリック・コメントの案件について利害関係がある個人及び法人その他の団体
- 3 パブリック・コメントは賛否を問う投票ではありません**
単に賛成または反対と書くのではなく、自分のご意見をお書きください。
- 4 提出された意見等の取扱い**
提出された意見等の取りまとめが済み次第、市役所及び各支所、市ホームページ上で公表します。なお、その際、類似の意見等については取りまとめの上公表し、また個別に回答することはいたしませんので、あらかじめご承知おきください。
- 5 個人情報の取扱い**
意見等提出の際にお預かりした個人情報は、明示した目的のみに利用し、それ以外の目的では利用しません。
- 6 問い合わせ先**
常陸太田市企画部企画課（電話 72-3111 内線 312）